

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税、都市計画税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
宇佐市は、固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大分県宇佐市長
公表日
令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税、都市計画税に関する事務
②事務の概要	宇佐市は、地方税法に基づき、1月1日現在で市内に土地・家屋・償却資産を所有する者に対して、その資産価値に応じた固定資産税及び都市計画税を課税する。 宇佐市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①固定資産税及び都市計画税の賦課、更正、減免に関する事務 ②評価証明書等の発行に関する事務 ③地方税法に基づく調査に関する事務
③システムの名称	1. Acrocity固定資産税 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)固定資産税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法（平成25年法律第27号）第9条及び別表の24の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会の根拠 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁、総務省令第9号）第2条の48の項 情報提供の根拠 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の48の項の第三欄（情報提供者）が「市長村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課法務係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL 0978-27-8101 mail:soumu11@city.usa.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部税務課資産税係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL 0978-27-8128 mail:sisanzei04@city.usa.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	税務課	市民生活部 税務課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0978－32－1111	0978－27－8101	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	0978－32－1111	0978－27－8128	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会の根拠 1. 番号法第19条第7号 情報提供の根拠 番号法第19条第7号	情報照会の根拠 1. 番号法第19条第8号 情報提供の根拠 番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	mail:soumu04@city.usa.oita.jp	mail:soumu04@city.usa.lg.jp	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	mail:kotei04@city.usa.oita.jp	mail:sisanzei04@city.usa.lg.jp	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和6年7月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法(平成25年法律第27号)第9条及び別表第一の16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条	1. 番号法(平成25年法律第27号)第9条及び別表の24の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条	事後	
令和6年7月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条 情報提供の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条の48の項 情報提供の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の48の項の第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	
令和6年7月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの開示・請求・利用停止請求 請求先	総務部総務課行政係 mail:soumu04@city.usa.lg.jp	総務部総務課法務係 mail:soumu11@city.usa.lg.jp	事後	
令和6年7月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年7月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	